

## 高知県公文書等の管理に関する条例施行規則 及び知事部局の公文書管理規程の制定について

### 1 高知県公文書等の管理に関する条例施行規則

立案のとおり制定することが適当である旨の答申を踏まえ、令和元年 11 月 15 日に公布。

なお、公布に当たり、法制執務上の必要から「取らないこと」→「とらないこと」とする誤字修正及び文字の書き出し位置の修正を行った。

### 2 知事部局の公文書管理規程

別表第 2 についてなお検討を行うべき附帯意見を付されたうえで、立案のとおり制定することが適当である旨の答申を踏まえ、検討を加え、令和元年 11 月 22 日に発布。

なお、発布に当たり、別紙のとおり、附帯意見事項について国の取扱いに倣って修正を行ったほか、法制執務上の必要から修正を行った。

## 別添 2

令和元年 10 月 15 日付け高知県公文書管理委員会答申第 2 号における附帯意見を踏まえた修正について

○修正内容

1 別表第 2 (1) の表 24 の項を以下のとおり修正する。

【修正前】

区分	公文書の内容又は形式の別	保存期間	保存期間満了時の措置		
略					
24	その他	略	略		
		文書の管理等に関するもの	文書の管理簿（公文書ファイル管理簿、移管・廃棄簿等）	10年	次のものは、移管 <u>公文書館で管理しているもの</u>
		略	略	略	略

【修正後】

区分	公文書の内容又は形式の別	保存期間	保存期間満了時の措置		
略					
24	その他	略	略		
		文書の管理等に関するもの	文書の管理簿（移管・廃棄簿、 <u>移管又は廃棄の協議に係る文書等</u> ）	10年	次のものは、移管 <u>ア 移管・廃棄簿</u> <u>イ 公文書館が管理する移管又は廃棄の協議に係る文書</u> <u>ウ 特定歴史公文書等の廃棄に関する記録</u>
		略	略	略	略

## 別添 2

### ○修正内容 1 の修正理由

- (1) 諮問案において、公文書館で管理している公文書ファイル管理簿を移管としていたのは、実施機関と公文書館の保存期間満了時の協議に係る文書を公文書ファイル管理簿と混同していたことによるものである。

国の取扱いにおいては、行政文書ファイル管理簿は常用文書とし、保存期間満了時の協議に係る文書については協議を受ける内閣府の文書を移管する取扱いとしている。

本県においても国に倣い、公文書ファイル管理簿は常用文書とし、保存期間満了時の協議に係る文書については協議を受ける公文書館の文書を移管する取扱いとする。

- (2) 諮問案において、公文書館で管理している移管・廃棄簿を移管としていたのは、実施機関での文書の移管・廃棄後に当該実施機関が公文書館に移管・廃棄簿を提出し、公文書館での閲覧に供することが県民の便宜に資することを想定したものであった。

国の取扱いにおいては、移管・廃棄簿を行政機関が作成のうえ 30 年間保存し、当該文書の移管・廃棄についての説明責任を果たしたうえで、保存期間満了後に公文書館に移管する取扱いとしている。

本県においても国に倣い、移管・廃棄簿を実施機関が作成のうえ 10 年間保存し、当該文書の移管・廃棄についての説明責任を果たしたうえで、保存期間満了後に公文書館に移管する取扱いとする。

なお、保存期間を 30 年間ではなく、10 年間としたのは、実施機関の書架の容量を考慮するとともに、できる限り早く歴史公文書等の保存に適した公文書館に移管することが公文書等の管理に資すると考えられることによる。

- (3) 諮問案において、条例施行規則第 42 条の特定歴史公文書等の廃棄に関する記録については、「文書の管理簿（公文書ファイル管理簿、移管・廃棄簿等）」の「等」で読むことを想定していたが、「ウ 特定歴史公文書等の廃棄に関する記録」を公文書館が 10 年間保存したのちに公文書館に特定歴史公文書等として移管することを明確化する。

### ○その他の修正

法制執務上の理由から以下の修正を併せて行う。

- ・第 41 条第 1 項及び第 2 項中「前条」とあるのを「前条本文」に修正する。
- ・第 42 条中の規定ぶりについて、第 3 回公文書管理委員会における委員の指摘を踏まえ、規定ぶりを整理することとし、  
第 42 条第 1 項中「公文書ファイル等（電子公文書を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を「公文書ファイル等（電子公文書を除く。以下この条から第 44 条までにおいて同じ。）」に改め、第 44 条中「電子公文書を除く。」を削る。
- ・別表第 2（1）の表 1・2 の見出しの誤字を修正  
「条例等の制定又は改廃及びその経過」→「条例等の制定又は改廃及びその経緯」
- ・別表第 2（1）の表 8 の「行政手続に関するもの」の内容を明確化  
「行政手続に関するもの」→「行政手続法又は行政手続条例による審査基準、処分基準、行政指導指針及び標準処理期間の立案に関するもの」とし、「ア 行政手続に関して県が定めた審査基準に関するもの」を削る。

## 別添 2

- ・別表第 2 (1) の表 10 の項中「収入及び支出に関するもの」の「証拠書類」(保存期間 5 年) については、「廃棄」とすべきところを「移管」と誤って記入していたため、修正する。
- ・別表第 2 (1) の表 14 の項中「褒章、位階勲等」を「褒章及び位階勲等」に修正する。
- ・別表第 2 (1) の表中以下のものについては、歴史資料として重要でない軽易な内容の文書が考えられるため、保存期間満了時の措置を「移管」→「移管(軽易な内容のものを除く。)」とする。
  - 19 の項 県債及び県債償還に関するもの
  - 21 の項 行政代執行に関するもの
  - 22 の項 国の施策、制度、予算等に対する県の要望等に関するもの
  - 23 の項 国際交流、県民の海外移住等に関するもの
- ・第 1 号様式中「広報」の欄を「公報」の欄に改める。
- ・第 1 号様式中「(以下 58 行)」の字句を削る。
- ・別記第 1 号様式から別記第 7 号様式について、他の高知県例規の様式との平仄からレイアウトを修正する。